

国際公会計基準審議会（IPSASB）

公開草案第 95 号「IPSAS 会計基準の改善－第 10 集」の解説

公会計委員会政府会計専門委員会専門委員長 公認会計士 なか ゆ か こ 仲友佳子

公会計委員会政府会計専門委員会副専門委員長 公認会計士 やすい けい けし 安池威志

本稿では、2026 年 4 月に国際公会計基準審議会（IPSASB）より公表された公開草案第 95 号「IPSAS 会計基準の改善－第 10 集」（以下「ED 第 95 号」という。）について解説する。

1. IPSASB における改善プロジェクトの説明

IPSAS 会計基準の改善とは、IPSASB に各国の関係者から寄せられた IPSAS の修正の要望や、国際会計基準審議会（IASB）による IFRS の修正などに基づいて、「個別のプロジェクトを立ち上げるほど重要ではない」修正をまとめて行うものである。前回は、2024 年 4 月に「IPSAS の改善 2023」を公表している。

以前は IPSAS の改善は事務局主導で準備され IPSASB に不定期に提案されていた。IPSASB は、作業部会である IPSAS 適用グループ（IAG）を 2025 年から立ち上げ、IPSASB に各国の関係者から寄せられた質問や指摘、並びに国際会計基準審議会（IASB）の公表文書や、IFRS 適用課題対応専門委員会（IFRS-IC）によるアジェンダ決定等を IPSASB の議題として取り上げるべきかどうかの検討を包括的かつ組織的に行うようになった。IAG が必要と認めた論点は、IPSASB の議題文書（アジェンダ・ペーパー）として提案され、その多くは「IPSAS の改善」に分類される。IPSASB は議案文書を審議し、公開草案の公表を投票によって決定し、さらに公表前の校正作業を経て、公表している。ED 第 95 号は、この仕組みに基づいて初めて策定・承認された「IPSAS 会計基準の改善」である。

2. ED 第 95 号の策定の経緯

IPSASB は、2025 年 3 月会議で、IASB が近年公表した 12 本の文書を改善プロジェクトの検討対象として列挙した。うち金融商品関連の文書（ED 第 95 号のパート 1、2、3、5、6 に対応）について検討を行い、条件付きで承認した。

2025 年 6 月会議で、キャッシュ・フロー計算書と連結財務諸表に関する二つの文書（ED 第 95 号のパート 7 と 8 に対応）について検討を行い、条件付きで承認した。

この会議では公的部門の結合に関する二つの文書についても検討を行ったが、内容が複雑であるため、改善プロジェクトの範囲から除外し、狭い範囲の基準改定プロジェクトとして独立させることを決定した（その後、ED 第 95 号と同時に公開草案第 96 号として公表された）。

2025 年 12 月会議で、初度適用の基準（IPSAS 第 33 号）に影響する二つの IASB 文書（ED 第 95 号のパート 4 と 9 に対応）を検討し、条件付きで承認した。

2026 年 3 月会議で、ED 第 95 号の草稿を通して検討し、公表承認について投票が行われた。ED

第 95 号はメンバー18 名中、会議出席者 17 名全員の賛成で承認され、同年 4 月 23 日に公表された。コメントの期限は約 2 か月後の同年 6 月 30 日である。改善プロジェクトによる公開草案はコメント期間が短いため、本記事の掲載がコメント期限後となることについてはご了承ください。

IPSASB は、コメント期限後の 2026 年 9 月会議で、最終文書案を検討し、公表承認することを予定している。

なお、ED 第 95 号の表題に第 10 集とあるが、第 9 集を表題に冠する文書は存在せず、前回公表された「IPSAS の改善 2023」が第 9 集に相当する。

3. ED 第 95 号の構成

ED 第 95 号には、IPSAS 固有の修正提案はなく、全て IASB がここ数年内に公表した文書に基づく改善提案である。元となった IASB 文書によって 9 つのパートに分かれている。うち、パート 1（サプライヤー・ファイナンス契約）については、コメント募集事項（SMC）が設けられている。

以下は ED 第 95 号の各パートの元になった IASB 文書、修正対象となる IPSAS、及び修正の概要をまとめたものである。いずれも IASB 文書とほぼ同内容の修正であるので、ここでは詳細は省く。

	ED 第 95 号	元になった IASB 文書	修正される IPSAS
1	サプライヤー・ファイナンス契約	サプライヤー・ファイナンス契約（IAS 第 7 号及び IFRS 第 7 号の改訂）（2023 年 5 月公表）	IPSAS 第 2 号 IPSAS 第 30 号
	この修正により、主体はサプライヤー・ファイナンス契約の利用状況と、当該契約から生じる可能性のある流動性リスクを開示することが求められる。		
2	金融商品の分類及び測定の修正	金融商品の分類及び測定の修正（IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の改訂）（2024 年 5 月公表）	IPSAS 第 30 号 IPSAS 第 41 号
	IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の修正内容は以下のとおり。 - 契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する可能性のある契約条件に関する開示の拡充 - 純資産・持分を通じて公正価値で評価するように指定された資本性金融商品への投資により生じる公正価値利得・損失に係る開示の拡充 IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正内容は以下のとおり。 - 一定の条件下において、電子決済システムを用いて決済される金融負債を、決済されたとみなすことの容認 - 金融資産の契約上のキャッシュ・フローが基本貸付契約と整合しているか否かの判断の明確化		
3	自然依存電力を参照する契約	自然依存電力を参照する契約（IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正）	IPSAS 第 30 号 IPSAS 第 41 号

		(2024 年 12 月公表)	
	IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の修正により、利用者が自然に依存する電力契約の影響を理解できるようにする情報の開示が求められる。 IPSAS 第 41 号「金融商品」の修正内容は以下のとおり。 - 自然依存電力に関する契約の説明 - 自然依存電力契約が金融商品会計における自家消費の例外に該当するかどうかを判断するための適用指針の拡充 - 自然依存型電力契約をヘッジ手段として指定することを認めるためのヘッジ会計の要求事項の明確化 - 自然依存電力を参照する契約をヘッジ手段として指定する設例		
4	交換可能性の欠如	交換可能性の欠如（IAS 第 21 号及び IFRS 第 1 号の修正）（2023 年 8 月公表）	IPSAS 第 4 号 IPSAS 第 33 号
	この修正には以下が含まれる。 - 通貨が他の通貨と「交換可能」とみなされる条件に関するガイダンス - 通貨が交換不可能な場合に使用する直物為替レートを指定するためのガイダンス - 交換可能性に関する開示の要求事項 - 交換可能性に関する適用指針及び適用ガイダンス IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準の初度適用」を修正し、IPSAS 第 4 号「外国為替レート変動の影響」における交換可能性の定義と評価を参照するようにした。		
5	他の IPSAS 基準との一貫性を確保するための IPSAS 第 30 号「金融商品：開示」の修正	IFRS 会計基準の年次改善－第 11 集（2024 年 7 月公表）	IPSAS 第 30 号
	この修正には以下が含まれる。 - 認識の中止に伴う利得又は損失に関する適用指針を、IPSAS 第 46 号「測定」に準拠するよう明確化する。 - 適用ガイダンスは、本文で参照している項における全ての要求事項を必ずしも説明しているわけではないことを明確化する。 - 公正価値と取引価格の繰延差異の開示、及び信用リスクの開示に関する適用ガイダンスを、IPSAS 第 46 号によって修正済みの本文に準拠するように修正する。		
6	リース負債の認識中止と取引価格	IFRS 会計基準の年次改善－第 11 集（2024 年 7 月公表）	IPSAS 第 41 号
	この修正には以下が含まれる。 - 認識を中止したリース負債の帳簿価額と、その消滅のために支払われた対価との差額が、IPSAS 第 41 号「金融商品」の範囲内であることを明確にする。 - IPSAS 第 41 号の当初測定 of 要求事項で使用されている用語を、IPSAS 第 47 号「収益」と整合するように修正する。		

7	原価法に関する用語	IFRS 会計基準の年次改善－第 11 集 (2024 年 7 月公表)	IPSAS 第 2 号
	IPSAS 第 2 号「キャッシュ・フロー計算書」は、IPSAS 第 35 号「連結財務諸表」、IPSAS 第 36 号「関連法人及び共同支配法人に対する投資」、IPSAS 第 37 号「共同支配の取決め」、及び IPSAS 第 38 号「他の主体への関与の開示」における原価法に関する用語に合わせるために修正された。		
8	事実上の代理人	IFRS 会計基準の年次改善－第 11 集 (2024 年 7 月公表)	IPSAS 第 35 号
	IPSAS 第 35 号「連結財務諸表」は、「事実上の代理人」に関する適用指針の内部的な一貫性を向上させるために修正された。		
9	初度適用主体によるヘッジ 会計	IFRS 会計基準の年次改善－第 11 集 (2024 年 7 月公表)	IPSAS 第 33 号
	IPSAS 第 33 号「発生主義国際公会計基準の初度適用」の、IPSAS 第 41 号「金融商品」のヘッジに関する適用指針における参照先などの記載を修正する。		

4. コメント募集事項

ED 第 95 号には、改善プロジェクトの公開草案としては珍しく、コメント募集事項（SMC1）が設けられている。

ED 第 95 号のパート 1 は、サプライヤー・ファイナンス契約に関する開示を追加することを提案している。サプライヤー・ファイナンス契約とは、企業がサプライヤーに負っている債務を、金融機関が（単独又は複数で）肩代わりすることを申し出、企業が契約条件に従って、サプライヤーへの支払日と同日又はそれ以降の日付で金融機関に支払うことに同意する契約形態である。

SMC1 は、「あなたの経験上、サプライヤー・ファイナンス契約は、提案されている開示を正当化するほどあなたの法域で広く普及しているか。」を問いかけている。サプライヤー・ファイナンス契約の会計処理に対するテクニカルな質問ではなく、サプライヤー・ファイナンス契約に関するガイダンスを公的部門用の会計基準に含めるべきかどうかを IPSASB が判断するための材料として、当該契約の普及度を広く各国関係者に質問している。

以 上